

新潟市観光マップ作成業務委託業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新潟市観光マップ作成業務委託業者を地方自治法第167条の2第2項に基づき、業務委託候補者（以下「候補者」という。）の中からプロポーザル方式により選定するものとする。その選定に関し、必要な事項を公正かつ適正に審査するため、新潟市観光マップ作成業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、候補者を選定するため必要な事項を審議し、決定する。

(組織)

第3条 選定委員会は、別表に定める者をもって組織する。

2 委員は委任状をもって、任意の代理人に選定委員会への出席及び選定に係る権限を委任できるものとする。

(審査・選定)

第4条 選定委員会は、候補者を選定する際は、新潟市観光マップ作成業務委託に係る業者選定実施要領に基づいて総合的に判断し、業務委託者として最も適切な者を候補者として選定するものとする。

2 選定委員会は、書面等により審議及び審査を行う。

(委員の責務)

第5条 委員は、公正な審査に務めなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、新潟市観光・国際交流部観光政策課において処理する。

附則

1 この要綱は、令和3年10月20日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日で効力を失う。

別表（第3条関係）

新潟市 観光・国際交流部 観光政策課長（委員長）	加藤 陽子
新潟市 観光・国際交流部 観光推進課長	関川 丈彦
（公財）新潟観光コンベンション協会 専務理事兼事務局長	山口 誠二
新潟駅万代口観光案内センター 職員	畑山 恭子